

ID: 1564

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	都市再生歩行者経路協定の認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定及び第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定を含む。)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第45条の2第4項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】 法第45条の2第4項及び第45条の4第1項の規定による。 (都市再生歩行者経路協定の締結等) 第45条の2 4 都市再生歩行者経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。 (都市再生歩行者経路協定の認可) 第45条の4 市町村長は、第45条の2第4項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 土地又は建築物等の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 第45条の2第2項各号に掲げる事項(当該都市再生歩行者経路協定において協定区域隣接地を定める場合にあつては、当該協定区域隣接地に関する事項を含む。)について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 (4) その他当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針に適合するものであること。 2 市町村長は、第45条の2第4項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該都市再生歩行者経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定区域である旨を当該協定区域内に明示しなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日